〇千葉市病院倫理委員会要綱

(設置)

第1条 千葉市立青葉病院及び千葉市立海浜病院(以下「両市立病院」という。) において行う、人間を直接の対象とした医学研究及び医療行為等(以下「医学研究等」という。)において、ヘルシンキ宣言(2000年エジンバラ修正)の趣旨に沿った倫理的、社会的配慮を図ることを目的として、両市立病院にそれぞれ病院倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、医学研究等に関する倫理的、社会的配慮に関して、診療科部 (科)長(以下「実施責任者」という。)から院長に申請された計画の内容及 び成果の公表等について、審査する。
- 2 委員会は、院長の指示、又は委員会の発議により、医学研究等に関する倫理 的、社会的配慮に係る重要事項について調査検討し、院長に報告し、又は意見 を述べる。

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1)副院長
- (2)診療局長
- (3)診療科部(科)長等
- (4)薬剤部長
- (5)看護部長
- (6) 事務長
- (7)学識経験者
- (8) その他、それぞれの院長が必要と認める者
- 2 委員は、病院事業管理者が委嘱又は任命する。
- 3 第1項第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、副院長の職にある者をもって、これに充てる。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務 を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の全員の同意で決する。ただし、委員長が必要と 認めた場合は、出席委員の3分の2以上の議決で決することができる。
- 4 実施計画等を申請した実施責任者が委員であるときは、その委員は、当該実 施計画等に係る審査に加わることができない。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を 聴くことができる。

(会議等の非公開)

第6条 委員会の会議及びその議事録等は非公開とする。ただし、委員会が特に 必要があると認めたときは、出席委員の過半数の議決により、かつ、実施責任 者及び当該事項に係る個人の同意を得て公開することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、それ ぞれの院長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。